

「土岐市暴力団排除条例（案）」に対するパブリックコメントの実施結果について

No.	ご 意 見	市 の 考 え 方
1	5条で市民が行うべき責務がありますが、そこまで、終わってしまっています。 市民の責務で、通報など、協力したところで、暴力団から報復を受けるよう なことはあってはなりません。 8条2では、市は、活動に取り組む市民に対して、必要な支援を行うとあります。私は、支援するに加えて、「市民を守る」姿勢が、必要だと思います。 市が前面に立って、市民と市民の行動・活動を守るんだ！という強い体制が現れてこそ、今までとは違い、市民は、安心でき、積極的に活動、協力できるはずです。せっかく条例を作るなら、市は、暴力団排除のための活動、協力する市民を強く守る姿勢も、条例に組み込むべきではないかと思います。	暴力団の排除活動に取り組む市民・事業者等の安心・安全を確保することは、極めて重要であると認識しております。 暴力団の排除のための活動に取り組んだこと等により、市民及び事業者に危害を加えられるおそれのある場合は、「岐阜県暴力団排除条例」第10条の規定により、警察が「保護措置」を取るようになっております。 市といたしましても、警察等の関係機関と連携し、市民・事業者等が安心・安全に暴力団の排除活動に取り組めるよう体制の強化に努めてまいります。
2	この条例を受けて、市としてどのような、体制を組むのか、不明確です。 例えば、通報をする場合、市のどこの部署で行うべきか、あるいは、このための特別な部署を新設するのか、具体的なことは分かりません。ある程度、明確化、具体化しておくことも、今回の、この条例の役目ではないかと思います。	本条例につきましては、防犯に関する事務を所管する総務部総務課が担当しております。 市民への周知は、「広報とき」及びホームページ等で行っていく予定です。